

## 検査及び試験と要員の独立の整理

- ・ 3/6 のヒアリングコメントをふまえて、8 章施設管理における「事業者検査」「試験等」の整理を確認し、第 3 条 8.2.4 検査及び試験の考え方と不整合はないことを確認した。
- ・ 第 3 条 8.2.4 検査及び試験 における「要員の独立」と「原子力安全に対する重要度」との関係は以下の通り。

第 3 条 QMS	第 107 条 施設管理	品質管理基準規則	独立の程度	重要度
「検査及び試験」	「事業者検査」	「使用前事業者検査等」 〔使用前事業者検査 定期事業者検査 (使用前検査)〕	検査実施 GM 及び検査員は組織的に独立	高
	「試験等」	「自主検査等」	上記を準用	高及び上記以外

- ・ 検査及び試験」とは、本文十一号における「使用前事業者検査等」と「自主検査等」の総称の意であり、8 章施設管理における「事業者検査」と「試験等」の総称を意図している。
- ・ また、法令に定める「使用前事業者検査等」は、原子力安全に対する重要度が高いものであり、8 章施設管理で規定するプロセスにより組織的に独立した検査員が実施する

(参考)

8 章施設管理における記載は以下の通り。

- ・ 第 107 条(施設管理計画)
  - 9.保全の結果の確認・評価
    - (2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。
- ・ 第 107 条の 4(使用前事業者検査の実施)
  2. 安全総括GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。
- ・ 第 107 条の 5(定期事業者検査の実施)
  2. 安全総括GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管又は点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。